

遡及改定検討会議 5月13日とりまとめ

「報告書 ～統計の信頼回復に向けた結論～」のポイント

1 遡及改定に必要な「推計手法」の決定

- 遡及改定には、二重計上の原因となる合算の影響を推計により取り除くことが必要。
- その手法として、複数の案を比較・検証した結果、精度が高く、簡便な手法である「**合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する方法**」を決定。

想定される推計手法

- 手法①：合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する方法
- 手法②：標本抽出層ごとの月別受注高の平均値に比例させて配分する方法
- 手法③：調査票裏面の個別工事の請負契約額の合計に比例させて配分する方法
- 手法④：「当月に近い受注月ほど受注高が大きい」という仮説に基づく推定により配分する方法

ほぼ完全な復元を行うことができるR2年度分の受注統計について、約11万枚の調査票を1枚1枚精査して作成したデータベース（注）を基に、手法①から手法④までの妥当性を比較・検証

精度が高く、簡便な手法である手法①「**合算月数で均等割りし、各月の受注額を推計する手法**」を決定

（注）R2年度分のデータベースに基づき、R2年度の受注統計への二重計上等の影響を算出したところ、その影響（前月分合算によるもの）は、+2.8%（+1.5兆円/年）であった。また、仮に、複数月合算をしていた場合を想定し、その影響を試算すると、+5.3%（+2.8兆円/年）となった。

2 今後の遡及改定

- 国土交通省において、今後、この「推計手法」に基づき、二重計上が影響する全期間(H25.4分以降9年間分)の受注統計及び建設総合統計について、適正かつ速やかに遡及改定を実施・公表。

※なお、「完成予定年月の書き換え」について、完成予定年月を受注月に修正して集計に含める処理は、むしろ適切。

（参考）H25～R2年度における受注統計への二重計上等の影響度が、上記（R2年度分の影響）と同程度との仮定において、建設総合統計への二重計上等の影響度を大まかに試算すると▲0.3%～+0.6%程度となった。これは、R2年度分の受注統計への影響（上記+5.3%）や、建設総合統計の毎年のデータ更新に伴う変動幅（R2年度1.7%）より小さい。なお、この試算は各年度のデータを精査したものではない。